

調整方針修正案(住民生活小委員会分 / 未提案31項目中30項目)

資料3 - 2

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類	
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容					
	小項目									方針
	細項目									時期
1	06 税務	再編	1 課税免除不均一課税については、現行には基づかず新たな制度に再編するが6市町村の現行制度を調整するため3年程度の経過措置が必要であり合併時は現行制度をそのまま新市へ引き継ぐ。	同左	1 課税免除不均一課税については、合併時は現行制度をそのまま新市に引き継ぐ。3年の経過期間内で存続に向け新たな制度へ再編する。	① 1の記述を修正	現行制度の存続に向けた再編であることを明確にするため	税務	08	
	01 市町村税の状況	経過措置 3年程度		同左						
	04 固定資産税制の状況			同左						
	14 課税免除不均一課税の実施状況			同左						
2	14 環境衛生	その他	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。新市における収集体制は、委託化の方向で効率的な体制を検討する。 2 収集方式については、一本化に向けて新市で調整する。 3 収集回数は、現行どおり新市に引き継ぐ。なお、積極的なごみの減量化・資源化への取り組みと合わせて新市で調整する。	同左	同左			環境	25-05	
	01 ごみ処理の状況			同左						
	01 処理人口・収集体制等			同左						
	01 対象地区・収集体制・収集方法等			同左						
3	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05	
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左						
	01 処理人口・収集体制等			同左						
	02 ごみ収集人員・車両台数(委託)(一般廃棄物処理業者)			同左						
4	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 収集体制については、その方式を現行どおり新市に引き継ぐ。新市における収集体制は、委託化の方向で効率的な体制を検討する。	同左	同左			環境	14	
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左						
	01 処理人口・収集体制等			同左						
	03 ごみ収集人員・車両台数(直営)			同左						
5	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 審議会は、廃棄物処理等の意見を聴く場として必要な機関であることから存続させ、任期及び委員数については合併時に調整する。	同左	1 審議会は、廃棄物処理等の意見を聴く場として必要な機関であることから存続させ、任期及び委員数については地域のバランスを考慮し合併時に調整する。	① 1の記述中、「地域のバランスを考慮し」を追加	調整内容の表現を精査	環境	16	
	01 ごみ処理の状況	合併時		同左						
	03 ごみ処理の状況			同左						
	07 附属機関			同左						

通番	大項目		6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目		方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目										時期	時期
	細項目											
6	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 6市町村とも事業内容はほぼ同様であり、合併時に新市へ引き継ぐこととなるが、手数料納入方法の一本化の検討を要する。また、手数料については税込みでL当り3.5円～5.25円の幅があるので、統一した単価設定が必要である。参考までに平成14年度の6市町村の手数料収入及び収集量に基づき積算した結果、以下の数値が得られた。 手数料収入 180,349千円/処理量39,227.3KL=4.597円/L よって、L当り手数料を4円～5円台を目安とし、合併時一本化を目指す。	同左	1 新市における手数料は(5.0円/ℓ 税込み)とする。	① 1の記述を修正	手数料を明示	環境	19			
	02 し尿処理の状況	合併時		同左								
	01 処理人口・収集体制			同左								
	02 収集手数料・納付状況			同左								
7	14 環境衛生	統合 (同一内容)	1 収集委託については、現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-05			
	02 し尿処理の状況	合併時		同左								
	01 処理人口・収集体制			同左								
	03 収集委託業者			同左								
8	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 浄化槽設置整備事業の補助について、鶴居村の事業は新市に引き継ぐ。 2 新市においては、地域性を考慮しながら早期に汚水処理整備計画について検討する。	その他	1 該当事業がなく、汚水処理整備計画は【15-02-01-01】「一般廃棄物処理基本計画」に包含されるため調整不要とする。	① 調整方針の「統合(一本化)」を「その他」に修正 ② 調整時期の「合併時」を削除 ③ 調整内容の全文を修正	①②③とも、鶴居村離脱により該当事業がなくなり、計画も一般廃棄物処理基本計画に包含されるため	環境				
	03 浄化槽設備の状況	合併時		同左								
	01 浄化槽設備の状況			同左								
	01 浄化槽設置整備事業の補助			同左								
9	14 環境衛生	統合 (一本化)	1 合併時、許可業者と浄化槽所有者との契約方式への統一を図る。	同左	同左			環境	25-05			
	03 浄化槽設備の状況	合併時		同左								
	01 浄化槽設備の状況			同左								
	02 浄化槽汚泥の収集及び処分			同左								
10	15 環境保全	統合 (一本化)	1 実施されている定期調査は現行のまま新市に引き継ぐが、測定地点・測定項目・測定方法・測定機器等の調査方法・体制については新市で調整する。	同左	1 実施されている定期調査は現行のまま新市に引き継ぐが、測定地点・測定項目・測定方法・測定機器等の調査方法・体制については新市で鉏路市の例により調整する。	① 1の記述中、「鉏路市の例により」を追加	調整方針の方向性区分欄に明示された統合内容を追加	環境	25-06			
	05 公害防止の状況	合併時		同左								
	03 事業の状況			同左								
	01 定期調査			同左								

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
11	15 環境保全	統合 (一本化)	1 6市町村の3カ年平均件数割合の90.5%を占める釧路市の使用料へ統一する。	同左	1 釧路市の使用料へ統一する。	① 1の記述を修正	調整内容の表現を精査	環境	19		
	06 斎場・火葬場の状況			同左							
	01 管理運営等			同左							
	02 使用料、使用許可証の発行、受付事務			同左							
12	15 環境保全	その他	1 清掃ボランティア団体の記述につき調整不要とする。	同左	同左			環境			
	10 環境衛生関係団体の状況			同左							
	01 環境衛生関係の取り組みと関係団体の状況			同左							
	01 団体			同左							
13	15 環境保全	統合 (同一内容)	1 現行のまま新市に引き継ぐ。	同左	同左			環境	25-06		
	11 その他の状況			同左							
	01 公衆衛生の状況			同左							
	01 公衆便所			同左							
14	18 保険・年金	その他	1 被保険者証の有効期限は、統合・一本化(経過措置2年程度)とする。 2 被保険者証の交付方法は、統合・一本化(合併時)とする。原則郵送交付で、地域性を考慮し、窓口交付も含むこととする。 3 被保険者資格証明証等の取扱いは、統合・一本化(合併時)とする。要綱の整備は、新市において調整する。	統合 (一本化)	1 被保険者証の有効期限は、統合・一本化(経過措置2年程度)とする。 2 被保険者証の交付方法は、統合・一本化(合併時)とする。原則郵送交付で、地域性を考慮し、窓口交付も含むこととする。 3 被保険者資格証明証等の取扱いは、統合・一本化(合併時)とする。	① 調整方針の「その他」を「統合(一本化)」に修正 ② 調整時期の「一部経過措置」を追加 ③ 3の記述中、「要綱の整備は、新市において調整する。」を削除	①②については、調整時期は混在するが、統合(一本化)の調整方針であることを明確にするため ③については、合併時に要綱も一本化するため	住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況			一部経過措置							
	01 被保険者証			一部経過措置							
	01 被保険者証の交付			一部経過措置							
15	18 保険・年金	その他	1 「保険料」に統合・一本化(合併時)する。 2 経過措置5年を設け、賦課割合・料率・賦課限度額は再編する。なお、資産割は導入をしない。賦課限度額は、法定限度額53万円に統一するが、釧路市においては段階的に引き上げることとする。 ※賦課総額の合算額を確保できる料率は、釧路市の料率に近くなるため、5町村ではいずれも増額となる。(ただし、所得割・均等割・平等割などが複雑に絡むため、様々なケースによって増減が異なる。) 3 納期数は、釧路市の納期数に統合・一本化(合併時)とする。(参考) 釧路市 10期	同左	1 「保険料」に統合・一本化(合併時)する。 2 経過措置5年を設け、賦課割合・料率・賦課限度額は再編する。なお、資産割は導入をしない。賦課限度額は、法定限度額53万円に統一するが、釧路市においては段階的に引き上げることとする。 ※賦課総額の合算額を確保できる料率は、釧路市の料率に近くなるため、3町ではいずれも増額となる。(ただし、所得割・均等割・平等割などが複雑に絡むため、様々なケースによって増減が異なる。) 3 納期数は、釧路市の納期数に統合・一本化(合併時)とする。(参考) 釧路市 10期	① 2の記述中、※印欄の「5町村」を「3町」に修正	釧路町・鶴居村離脱による	住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況			同左							
	03 賦課			同左							
	01 保険料(税)賦課割合と保険料率			同左							

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
16	18 保険・年金	その他	1 出産育児一時金は、6市町村同額であるため、現行制度で新市に引き継ぐ。【統合・同一内容(合併時)】 2 葬祭費は、道内主要都市が30,000円であり、被保険者割合の高い釧路市の制度に一本化して新市に引き継ぐ。【統合・一本化(合併時)】	同左	1 出産育児一時金は同額であるため、現行制度で新市に引き継ぐ。【統合・同一内容(合併時)】 2 葬祭費は、釧路市の30,000円が4市町の最高額であり、道内主要都市も30,000円であることから釧路市の制度に一本化して新市に引き継ぐ。【統合・一本化(合併時)】	① 1の記述中、「6市町村」を削除 ② 2の記述を修正	①については、釧路町・鶴居村離脱による ②については、釧路市の制度に一本化する根拠を明確にするため	住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況										
	05 給付										
	03 任意給付の状況										
17	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 一本化するにあたり、新市の電算システム統合の方向性によって委託内容の調整が必要。	同左	同左			住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況										
	06 保健事業										
	03 国保連合会共同処理										
18	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 合併時まで、新たな健康づくり事業の創出を含め新市全体に適用する事業を検討する。 2 既存の事業の廃止・縮小を伴う場合は、経過措置3年程度で調整する。	廃止	1 「健康診査助成事業」のメニューに新たに歯科ドック助成を加え平成16年度から釧路市が実施している保健事業を代替事業とし、報償制度は合併時に廃止する。	① 調整方針の「統合(一本化)」を「廃止」に修正 ② 1の記述を修正 ③ 2の記述を削除	①②③とも、釧路市が報償制度を平成15年度で廃止し、代替措置として「健康診査助成事業」に新メニューを加え充実を図っている状況を新市全体に適用するため	住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況										
	06 保健事業										
	06 国民健康保険健康優良家庭表彰										
19	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 レセプト点検の体制については、合併時まで調整する。	同左	同左			住民	23-01		
	01 国民健康保険の状況										
	07 医療費適正化特別対策事業										
	02 レセプト点検										
20	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 釧路市の制度に一本化し新市に引き継ぐ。 【構成】 ・被保険者を代表する委員 ・保険医又は保険薬剤師を代表する委員 ・公益を代表する委員 ・被用者保険等保険者を代表する委員 上記が委員構成メンバーとなる。	同左	同左			住民	16		
	01 国民健康保険の状況										
	08 運営協議会										
	01 国民健康保険運営協議会										

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類
	中項目	方針 時期	調整内容	方針 時期	調整内容				
	小項目								
	細項目								
21	18 保険・年金	統合 (一本化)	1 基本的に統合・一本化(合併時)とする。 65歳～69歳の医療費助成は、地域の特殊性に配慮しながら、新市において段階的に北海道老人医療給付特別対策事業(道老)の基準により調整する。	同左	1 65歳～69歳の医療費助成は、北海道老人医療給付特別対策事業(道老:平成19年度で終了予定)の基準により統合する。	① 1の記述を修正	市町村独自の65歳～69歳の医療費助成が、鶴居村離脱、阿寒町(H16年度)・白糠町(H16年度廃止予定)の廃止により皆無となるため	住民	25-10
	02 老人保健の状況	合併時		同左					
	01 老人医療								
	02 老人医療費助成事業								
22	18 保険・年金	統合 (同一内容)	1 新市の電算システム統合の方向性によって調整が必要。	同左	同左			住民	25-10
	02 老人保健の状況	合併時		同左					
	01 老人医療								
	03 老人保健医療事務								
23	21 住民活動	その他	1 【03-04-01-02】「支所・出張所」調整方針で、①合併前の支所・出張所は、現行のまま新市に引き継ぐ。②支所の機能(事務分掌)は釧路市の例による。との方向性が示されたため調整不要とする。	同左	同左			住民	
	03 住民窓口の状況			同左					
	01 住民窓口								
	01 支所等での取扱い、本庁との連絡								
24	21 住民活動	統合 (一本化)	1 6市町村が現有する戸籍書類を、新市に引き継ぐものとする。 2 新市において、戸籍電算化計画を策定し推進していくこととする。	同左	1 現有する戸籍書類を、新市に引き継ぐものとする。 2 新市において、戸籍電算化計画を策定し推進していくこととする。	① 1の記述中、「6市町村が」を削除	釧路町・鶴居村離脱による	住民	25-24
	03 住民窓口の状況	合併時		同左					
	02 戸籍								
	02 戸籍保管事務								
25	21 住民活動	その他	1 印鑑登録及び証明の事務は、統合・一本化(合併時)とする。印鑑登録及び証明の事務に関する条例・規則は、釧路市の制度に準じて新市に引き継ぐ。 2 印鑑登録証の様式は、再編(合併時)とする。印鑑登録証はカード方式に統一し、その様式は電算システムに合わせて再編する。	同左	同左			住民	25-24
	03 住民窓口の状況	合併時		同左					
	04 印鑑登録								
	02 印鑑登録事務								

通番	大項目	6市町村協議		4市町協議		変更内容	変更理由	専門 部会	協定 項目 分類		
	中項目	方針	調整内容	方針	調整内容						
	小項目									時期	時期
	細項目										
26	21 住民活動	再編	1 6市町村とも類似的な活動を行っており、効率的・効果的な交通安全運動の展開をするうえでは合併時に統合すべきと考えるが、補助金制度は統合調整の推移を見て再編するものとする。	同左	1 類似的な活動を行っており、効率的・効果的な交通安全運動の展開をするうえでは合併時に統合すべきと考えるが、補助金制度は統合調整の推移を見て再編するものとする。	① 1の記述中、「6市町村とも」を削除	鉦路町・鶴居村離脱による	住民	25-04		
	04 交通安全対策の状況	合併時		同左							
	01 交通安全推進団体の育成										
	01 補助金										
27	21 住民活動	統合 (一本化)	1 交通安全推進団体が行なっている内容については、6市町村ともに類似した内容であるが、交通安全を推進する上で合併時に類似団体・共通する団体間で効率的・効果的な組織体制に調整し統合することが望ましい。 2 交通安全指導員の報酬については、6自治体に差異があり組織体制を統一する段階で検討していくべきである。	同左	1 交通安全推進団体が行なっている内容については、類似した内容であるが、交通安全を推進する上で合併時に類似団体・共通する団体間で効率的・効果的な組織体制に調整し統合することが望ましい。 2 交通安全指導員等の報酬については、差異があり組織体制を統一する段階で検討していくべきである。	① 1の記述中、「6市町村とも」を削除 ② 2の記述中、「6自治体」を削除 ③ 2の記述中、「交通安全指導員」に「等」を追加	①②については、鉦路町・鶴居村離脱による ③については、指導業務にあたる「推進員」など他の呼称を包含させるため	住民	18		
	04 交通安全対策の状況	合併時		同左							
	02 交通安全推進団体の状況										
	01 組織・運営										
28	21 住民活動	統合 (一本化)	1 白糠町の制度を基準に合併時までに調整する。 ＜保険料助成の場合の影響額試算＞ ・白糠町制度の場合 (幼稚園児数3,366人+保育園児数2,336人+新入学児童数2,097人)×1口360円=2,807,640円	同左	1 白糠町の制度を基準に合併時までに調整する。 ＜保険料助成の場合の影響額試算＞ ・白糠町制度の場合 (幼稚園児数2,980人+保育園児数2,012人+新入学児童数1,808人)×1口360円=2,448,000円	① <保険料助成の場合の影響額試算>の記述を修正	鉦路町・鶴居村離脱による	住民	25-04		
	04 交通安全対策の状況	合併時		同左							
	03 交通災害共済制度										
	01 交通災害共済制度										
29	21 住民活動	再編	1 補助金制度は、当面、現行制度を存続させ、新市において地域差を考慮に入れながら補助制度を再編するものとする。 2 町内会組織と行政との連携のあり方等について、地域の実情を踏まえ、新市において検討する。	同左	同左			住民	20		
	05 コミュニティ活動の状況	経過措置 3年程度		同左							
	01 町内会(自治会)組織、活動補助金										
	01 補助金										
30	21 住民活動	再編	1 設置、維持補助基準に差異があり、また都市部と山間部との地域的環境の違いもある。当面は、現行制度を地域ごとに存続させ、新市において地域格差を考慮に入れた補助要綱を作成するものとする。	同左	同左			住民	20		
	05 コミュニティ活動の状況	経過措置 3年程度		同左							
	02 町内会(自治会)防犯灯補助の状況										
	01 街路灯(防犯灯)の設置補助・維持補助の状況										